

平成29年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業(千葉県銚子市)

- 災害廃棄物対策に係る基礎情報(発生量、処理可能量、仮置場の必要面積等)を整理
- 災害廃棄物対応業務と処理体制の変更に伴い想定される課題を整理
- 課題を踏まえた関係者間(近隣市、一部事務組合等)での**協力・連携の方向性やあり方を協議**
- 今後はモデル事業の成果を活用し、災害廃棄物処理計画の見直しを進めていく予定

災害廃棄物処理にあたっての本地域の課題

【平時における大幅な処理体制の変更、災害廃棄物処理体制の構築】

- 銚子市、旭市、匝瑳市ではごみ処理の広域化を検討中であり、「東総地区広域市町村圏事務組合」によるごみ処理施設の検討を進めており、大幅に処理体制が変更されることから、災害廃棄物処理体制の再構築が必要。

【東日本大震災の経験やノウハウ等の継承】

- 災害廃棄物対応を検討する上では、過去の災害における対応経験を活かすことが重要。銚子市等では東日本大震災を経験しているが、その当時の災害廃棄物処理に関する経験やノウハウ等を継承することが必要。

被害想定

- 想定災害:房総半島東方沖日本海溝沿い地震
- 災害廃棄物発生量:約11万トン(津波堆積物含む)

モデル事業の概要

1. 東日本大震災における対応状況の記録
2. 災害廃棄物対策に係る基礎情報の整理
3. 災害廃棄物対応業務と処理体制の変更に伴い想定される課題の整理
4. 関係者間での協力・連携の方向性やあり方の検討

1. 東日本大震災における対応状況の記録

- 災害廃棄物処理に関する当時の対応状況を記録
- 反省点や課題等について関係者を集めた意見交換会で議論

2. 災害廃棄物対策に係る基礎情報の整理

- 災害廃棄物の発生量、処理可能量の推計
- 仮置場の必要面積の推計(畳や廃家電、廃自動車も試算)
- 処理フローの検討、災害支援協定の締結状況の整理等

3. 災害廃棄物対応業務と処理体制の変更に伴い想定される課題の整理

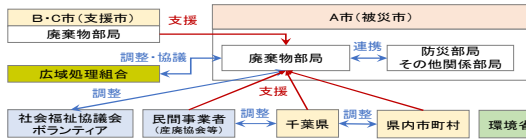
- 災害廃棄物処理に必要な業務を一覧表形式で整理
- 過去の災害事例を踏まえ、処理体制の変更に伴い想定される課題を整理し、庁内関係部局や近隣市・組合と協力・連携が必要な業務を抽出・整理

4. 関係者間での協力・連携の方向性やあり方(事務局案)の検討

(1) 体制確立に関して

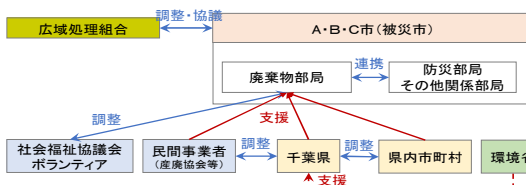
- 「1市が被災した場合」と「3市とも被災した場合」に区分して検討。
- 相互支援協定の実現に向け、相互支援のあり方を3市共通で処理計画に記載しておくことが望ましい。
- 支援が必要な自治体が発生した場合には積極的に支援する旨、3市共通で処理計画に記載しておくことが望ましい。

＜協力・連携のあり方(※1市が被災した場合)＞



- 処理は、A市(被災市)が主導する。
- A市は社会福祉協議会やボランティアと連携する。
- B・C市は人的支援(国庫補助等の事務処理のための人員派遣、仮置場における受付や案内誘導、分別指導等のための人員派遣等)を行う。
- 広域処理組合は、被災市からの廃棄物を優先的に受け入れる(被災市の受入量を拡大する等)を検討したり、3市間の協議・調整に関与する。
- 産廃協会への支援については千葉県に協力要請を行う。
- 千葉県及び周辺市町村は人的支援を行う。

＜協力・連携のあり方(※3市とも被災した場合)＞

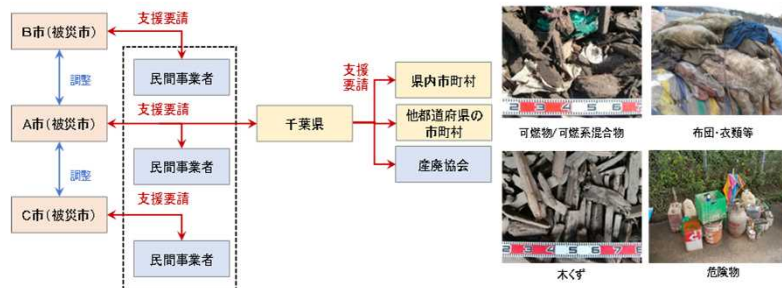


- 処理は、各市(被災市)が主導する。
- 各市は社会福祉協議会やボランティアと連携する。
- 3市の被害状況が異なり、3市の中で優先すべき被災市がある場合、広域処理組合は廃棄物の処理施設への搬入量について、3市間の協議に関与し、3市の処理量を調整して合意を得る。
- 産廃協会への支援については千葉県に協力要請を行う。
- 千葉県及び周辺市町村は人的支援を行う。
- 環境省は千葉県に対して人的支援を行う。

(3) がれき等の適正処理に関して

- 生活ごみ・避難所ごみと同様、各市は行政間の協力・連携のみならず、民間事業者とのネットワークを平時から構築し、災害時や想定外の出来事・トラブルに備えておくことが重要。

- 人口規模が大きく、東日本大震災の被災経験(民間との連携経験)のある自治体为主导してはどうか?
- 処理施設に近い場所に二次仮置場を共同設置してはどうか?
- 産廃協会への支援については県に協力要請を行う。
- 共通する災害廃棄物(可燃物/可燃系混合物)については総合施設で処理する。
- 処理困難物については各市で処理を行う。なお、災害時のみ発生する処理困難物の処理方法については3市で情報共有を行う。
- 各市は平時において構築した民間事業者とのネットワークを活用し、それぞれ可能な限り処理を進める。

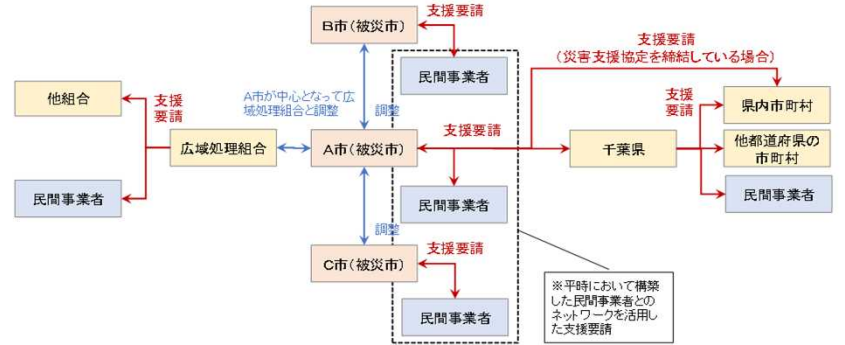


(2) 生活ごみ・避難所ごみの適正処理に関して

- 各市は行政間の協力・連携のみならず、同形式の焼却炉を持つ等の機能面から見た民間事業者とのネットワークを平時から構築しておくことも重要。災害時だけでなく、平時における想定外の出来事やトラブルにも役立つ。

＜処理施設が被災し、稼働が停止した場合＞

- 基本は広域処理組合が広域処理の調整を行う。
- 県内市町村への支援要請は、A市が中心となって千葉県と調整する
- 支援が実際に行われるまでは、まずは広域処理組合のピットもしくはストックヤードで仮置きする。それでも不足する場合は各市で仮置場を確保する。
- 各市は平時において構築した民間事業者とのネットワークを活用し、それぞれ可能な限り処理を進める。



5. 関係者間での協議・調整事項

(1) 3市共通で処理計画へ反映する事項

＜例＞

- 上記で示した相互支援体制を確立するための支援の手順や各主体の役割(例: 仮置場の管理・運営のための職員派遣、国庫補助申請のための事務を支援するための職員派遣等)

(2) 協力ネットワークの拡大・顔の見える関係の構築のための手段・手法等

- 災害廃棄物を題材としたワークショップや机上演習・図上演習の実施
- 関係事業者団体に対するセミナー等での講演依頼
- 処理施設における受入条件等に関する意見交換 等